



# 安全帯

2019年(平成31年)2月から

にかかわる法律が

# 改正されました

- 「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます
- 「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみです
- 「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません

安全帯	墜落制止用器具
胴ベルト型(一本つり)	○
胴ベルト型(U字つり)	×
ハーネス型(一本つり)	○

- 以下の①～③の条件にいずれも当てはまる作業をおこなう場合は、「安全衛生特別教育」を受けなければなりません

①高さが2m以上

②作業床を設けることが困難

③フルハーネス型の墜落制止用器具を使って作業する

裏面へ

**注意**

2022年まで

ゆうよ猶予期間があります



◆現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは、2022年1月1日までです

◆現行の構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められるのは

●製造が可能 ⇒ 2019年7月31日まで

●販売が可能 ⇒ 2022年1月1日まで

